

(平成25年6月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成8年4月から同年9月までを30万円、同年10月から9年3月までを28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から9年4月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬額より低くなっている。申立期間における給与振込額が分かる預金通帳の写しを提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額については、平成7年10月の定時決定により30万円とされた後、8年4月の随時改定により16万円に引き下げられ、そのまま9年3月の退職時まで継続して16万円と記録されている。

しかしながら、申立人から提出のあった預金通帳の写しにおいて確認できる給与振込額は、申立期間直前の平成7年3月から8年3月まではおおむね18万円から21万円、申立期間である同年4月から9年3月まではおおむね18万円から24万円となっており、振込額はほとんど変わっていない上、申立期間における振込額はオンライン記録の標準報酬月額（16万円）をかなり上回っている。

また、オンライン記録によると、平成8年4月前からA社に在籍していた全従業員について、同年4月の随時改定により標準報酬月額が大幅に減額されていることが確認できる。

そこで、自身の賃金台帳を保有する従業員について、オンライン記録の標準報酬月額と当該賃金台帳における報酬額を比較してみると、オンライン記録では、平成7年10月から8年3月までは44万円、同年4月から9年7月までは19万円とされているところ、当該賃金台帳では、7年10月から9年7月までおおむね44万円を超えており、ま

た、厚生年金保険料控除額は7年10月から9年7月までの全ての月において同額の3万6,300円となっており、これは、8年4月から同年9月までは標準報酬月額44万円、同年10月から9年7月までは標準報酬月額41万円に見合う控除額であることが確認できる。

したがって、申立人についても、上記従業員と同様に、平成7年10月から9年3月までの厚生年金保険料控除額は毎月同額であったものと推認される。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、上記預金通帳において確認できる給与振込額等から判断すると、平成8年4月から同年9月までは30万円、同年10月から9年3月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

A社又は同社の関連会社であるC社（現在は、D社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。被保険者記録がある前後の期間と同様に申立期間においても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社における申立期間当時の複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びA社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同様に、昭和35年7月1日にC社において被保険者資格を喪失し、同年10月1日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員は、申立期間における給料支払明細書を保有しており、当該給料支払明細書によると、各月とも厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の複数の元従業員は、厚生年金保険について、職種等に関係無く、同様の取扱いであった旨供述している。

これらのことから、申立人についても、A社における申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、上記元従業員と同様の取扱いを受けていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社に係る上記被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年10月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、設立年月日が昭和35年6月3日であることが確認できる法人事業所であり、また、同社における当時の複数の従業員の供述により、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、上記申立期間における給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記元従業員の資格喪失時（昭和35年6月）の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和35年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているものの、上記のとおり、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

A社又は同社の関連会社であるC社（現在は、D社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。被保険者記録がある前後の期間と同様に申立期間においても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社における申立期間当時の複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びA社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同様に、昭和35年7月1日にC社において被保険者資格を喪失し、同年10月1日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員は、申立期間における給料支払明細書を保有しており、当該給料支払明細書によると、各月とも厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の複数の元従業員は、厚生年金保険について、職種等に関係無く、同様の取扱いであった旨供述している。

これらのことから、申立人についても、A社における申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、上記元従業員と同様の取扱いを受けていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社に係る上記被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年10月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、設立年月日が昭和35年6月3日であることが確認できる法人事業所であり、また、同社における当時の複数の従業員の供述により、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、上記申立期間における給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記元従業員の資格喪失時（昭和35年6月）の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和35年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているものの、上記のとおり、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月23日から同年6月22日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、C支店開設のための準備委員として異動した時期であり、同社に継続して勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る従業員台帳及び厚生年金保険料の控除についての回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、上記従業員台帳により、申立人は、昭和36年5月15日付けでA社C支店の開設準備委員を命じられたことが確認できること、及び申立人と同時期に同支店に異動した全員について、同支店が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月22日に被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主は、

申立人に係る資格喪失日を昭和36年5月23日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 21 年 7 月 21 日は 5 万 8,000 円、22 年 7 月 20 日は 6 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 21 年 7 月 21 日
② 平成 22 年 7 月 20 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された月別給与一覧表（賞与）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記月別給与一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 21 年 7 月 21 日は 5 万 8,000 円、22 年 7 月 20 日は 6 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与額の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月31日から48年1月1日まで
日本年金機構から送付された「お知らせ文書」により、申立期間が空白となつてゐることを初めて知つた。しかし、昭和47年4月1日に入社し、61年11月末日に退職するまでA社に継続して勤務してゐたので、空白期間が生ずるはずはない。申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶するA社における同僚及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和48年1月1日に同社B船舶から同社本社に異動）、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、元事業主も関連資料は保存されておらず不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和48年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを47年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を船員保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行つておらず（社会保険事務所が納入の告知を行つたものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 4 月 30 日は 12 万 5,000 円、16 年 4 月 30 日は 25 万 7,000 円、17 年 4 月 30 日は 57 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月 30 日
② 平成 16 年 4 月 30 日
③ 平成 17 年 4 月 30 日

A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、平成 21 年に社会保険事務所（当時）に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されない。特別賞与明細書を提出するので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された特別賞与明細書により、申立人は、申立期間に A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記特別賞与明細書において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成15年4月30日は12万5,000円、16年4月30日は25万7,000円、17年4月30日は57万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与額の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 45 年 5 月まで

A社の店舗で販売員として勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社から健康保険証を支給されていた記憶があり、在籍していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 8 月 1 日から 44 年 12 月 31 日までの期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は平成 15 年 7 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡している上、同社が適用事業所でなくなった際の事業主（申立期間当時は取締役）からは供述を得られないため、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間及びその前後の期間において被保険者記録が確認できる申立人の上司及び同僚を含む従業員に照会したところ、複数の従業員について、入社したとする時期がオンライン記録における資格取得日の2か月ないし4年10か月前となっていることが確認できる。

そして、上記回答があった者のうち、申立期間の一部の給与支給明細書を保有している従業員は、昭和 46 年 9 月に入社し、50 年 2 月 1 日から厚生年金保険に加入したとしているところ、厚生年金保険に未加入であった 49 年 1 月分の給与支給明細書において厚生年金保険料の控除は無いが、厚生年金保険に加入後の 50 年 6 月分の給与支給明細書によると厚生年金保険料の控除があることから、A社は、厚生年金保険の未加入期間における厚生年金保険料を控除していなかったものと認められる。

なお、申立人が記憶する同僚 6 人のうち 1 人は、申立人と同様に上記被保険者名簿に

において被保険者記録が確認できない。

これらのことから、A社は、申立期間当時、必ずしも、従業員全員について入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったものと認められる。

また、上記被保険者名簿には申立期間における健康保険証の整理番号に欠番は無いことから、申立人に係る被保険者記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合は、申立期間当時の資料は保存期限経過のため廃棄していることから、申立人に係る被保険者記録は確認できない旨回答しており、また、同社が加入していたC厚生年金基金は、当時の加入員記録を調べたが、申立人に係る記録は確認できない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与をもらっていた可能性があるため、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に賞与をもらったかどうかは覚えていないが、年金事務所から、申立期間に賞与が支払われているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所（当時）に賞与額に係る届出を行っていない従業員がいるとの連絡があったので、自分も賞与をもらっていた可能性があるとして申立てを行っている。

しかしながら、A社から提出された総勘定元帳の勘定科目「現金」によると、申立人に係る平成 17 年 7 月 15 日の賞与支払記録は確認できない上、同社は、15 年から 17 年までに係る賞与支払届を提出していなかったとして、23 年 9 月 15 日に年金事務所に賞与支払届を提出しているが、当該賞与支払届に申立期間は含まれていないことが確認できる。

また、申立人から提出された平成 17 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、オンライン記録により確認できる同年の標準報酬月額及び同年 12 月の標準賞与額に基づく社会保険料額とほぼ一致することから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていないものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月21日から51年8月10日まで

A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社からの申立人のA社における勤務についての回答及び同社に係る商業・法人登記簿謄本から、申立人が、申立期間において給与事務及び社会保険事務を担当する取締役又は代表取締役として同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和44年5月21日に一旦、被保険者資格を喪失し、51年8月10日に再度、被保険者資格を取得しているが、44年7月18日に健康保険被保険者証を返納している旨の記載が確認できることから、申立人は、申立期間において健康保険の被保険者でなかったものと推認される。

また、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたとすれば、A社は、当時、社会保険事務所(当時)が行う10月の定時決定に係る算定基礎届を少なくとも7回提出していたはずであり、当該7回の届出において、同社、同社の社会保険事務を担当する申立人及び社会保険事務所が、いずれも申立人に係る被保険者記録が無いことに気付かなかったとは考え難いことから、同社は申立人に係る当該算定基礎届を提出しておらず、社会保険事務所の記録どおり、申立人に係る資格喪失日を昭和44年5月21日とする旨の届出を行い、申立人は、申立期間において被保険者でなかったことを認識していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を保有しておらず、B社も申立期間に係る給与及び厚生年金保険に関する資料を保存していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。